

Katsuda Synergy Migration

Katsuda Synergy Migration collaborates with Katsuda Synergy Lawyers

Level 13, 111 Elizabeth Street
Sydney NSW 2000
T: 02 9146 4745
F: 02 8088 1257
E: contact@ksmigration.com.au
W: katsuda.com.au | ksmigration.com.au

2020年4月8日

就労ビザ、学生ビザ、WHビザなど短期滞在ビザ保持者への対応と救済措置

新型コロナウイルスの影響下にある就労ビザ、学生ビザ、WHビザなどテンポラリービザ保持者に対する政府の考えや救済措置がアナウンスされました（2020年4月4日付）。スーパーアニュエーションへの早期アクセスを可能にするという救済措置も含まれます。

豪州移民大臣代行によるメディアリリース

参照：<https://minister.homeaffairs.gov.au/davidcoleman/Pages/Coronavirus-and-Temporary-Visa-holders.aspx>

メディアリリースの概要、政府の基本方針

- ▶ 向こう6か月間、経済的な自活が見込めないテンポラリービザホルダーは、今のうちに帰国すること。
- ▶ 経済的な救済措置として、就労ビザ、学生ビザ、WHビザホルダーで経済的に困窮している者には、今会計年度に上限\$10,000のスーパーアニュエーションへの早期アクセスが可能になる。
- ▶ 医療機関、高齢者・障害者のケア、農業、食品加工、チャイルドケア等の重要なセクターで働く者へは、継続して業務に従事できるようにビザの条件を緩和している。
- ▶ 就労ビザ（457 / 482）保持者は、無給休業や時短勤務になってもビザのキャンセルや永住権申請に影響が出ないように配慮がされる。しかし、休業ではなく、失職したり次のスポンサーが探せない場合は、帰国すること。

1. スーパーアニュエーションへの早期アクセス

対象者は、今会計年度で最大\$10,000のスーパーアニュエーションにアクセスできるとされています。

以下は、ビザ毎の対象者の条件です。



[学生ビザ]

対象者：学生ビザで12か月を超えてオーストラリアに滞在していること

- 経済的に困窮していることが前提ですが、自己判断でアクセスできると考えられます。
- 12か月以上滞在の縛りがあるのは、学生ビザ申請の時に、「1年間の生活を支える資金があること」が条件でビザが発給されているためです。
- 家族からの経済支援・パートタイムの仕事での収入で生活を賄うことが推奨されています。

[就労ビザ]

対象者：Stand down（休業）中であり、解雇されていない就労ビザ保持者

- 解雇された就労ビザ保持者は、次のスポンサーが見つからない場合は出国するよう勧告されています。

[Temporary Graduate ビザ]

対象者：全員

- 経済的に困窮していることが前提ですが、自己判断でアクセスできると考えられます。

[ワーキングホリデービザ]

現時点では、ワーキングホリデービザ保持者のスーパーアニュエーションへの早期アクセスについては認められない方針です。

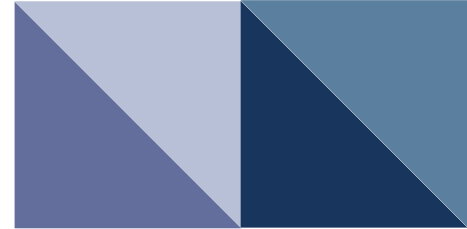
2. 特定のセクターで勤務する者への就労条件の緩和

医療機関、高齢者・障害者のケア、農業、食品加工、チャイルドケア等、新型コロナウイルスの影響で人手不足が懸念されるセクターで働く者へは、継続して業務に従事できるようにビザの条件を緩和しています。

[学生ビザ]

- 医療機関、高齢者介護施設で働く者は、隔週40時間の縛りを超えて就労が認められます。
- 主要なスーパーマーケットで働く者は、5月1日までは、隔週40時間の縛りを超えて就労が認められます。この時期以降は、雇用主もオーストラリア人の人材を確保ができるであろうことから期限が設けられています。

[ワーキングホリデービザ]



ワーキングホリデービザ保持者に対しては、医療機関、高齢者・障害者のケア、農業、食品加工業、チャイルドケア等のセクターで働く者への雇用制限が次のように緩和されます。

- 同一雇用主の元での就労が6か月を超えて認められる。
- 現在のビザが6か月以内で切れる場合は、ビザの延長が認められる。

3. 就労ビザ保持者への救済措置

- ▶ 無給休業や時短勤務になってもビザのキャンセルや永住権申請に影響が出ないように配慮されます。
- ▶ しかし、休業ではなく、失職したり次のスポンサーが探せない場合は、帰国することが勧告されています。

- 無給休業の期間中も、永住権申請の際には、職務経験の年数にカウントされます。
- 休業や時短勤務になっても就労条件を違反しているとは見做されず、ビザのキャンセルにはなりません。
注) 無給の休業や時短勤務は雇用主とビザ保持者双方が合意しており、ビザ保持者が行った休暇申請とその承認を記録し保持することが必要です。
- ビザの延長も既存のポリシーに則って申請が可能です。ただし、今後職業リストが全面的に見直され多くの職業がリストから削除されたり、追加の要件が課されることも考えられます。

4. 今後の見通し

[JobKeeper 対象者適用拡大の可能性]

政府の支援策の一つである JobKeeper 助成金は、現時点で短期滞在ビザ保持者は対象外ですが、短期滞在ビザ保持者を多く抱える業界などから、JobKeeper 適用対象の拡大を求める声が上がっています。短期滞在ビザ保持者の中には、オーストラリアの滞在歴も長く、納税者として豪州に貢献している側面があることなどからも、今後政府内で検討が行われ将来的には 482 や 457 ビザ保持者を適用対象にする可能性も考えられます。ただし、今後国内の失業率の上昇が予想される中、短期滞在ビザ保持者に便宜を図ることへの反発などから、対象になる場合でもある程度の時間（多くの短期滞在ビザ保持者が帰国をした後）を要することも考えられます。

[職業リストの改定]

失業率の上昇も鑑み、職業リストの大幅な見直しが行われる可能性が高いと考えます。高度なスキルや経験を要する職種（医療従事者や IT 技術者など）以外の職種は大幅にリストから削除されたり、リストに残る場合でも経験年数を増やすなど要件が厳格化されることも考えられます。

大幅な変更も予想される中、永住ビザなど既存の要件で申請が可能な場合は、早めに手続きを進めるのがよいでしょう。



この情報が必要な方へ転送いただければ幸いです。

免責事項

Katsuda Synergy Group Pty Ltd trading as Katsuda Synergy Lawyers、Katsuda Synergy Migration Pty Ltd、LawShare Pty Ltd（以下「KS Group」といいます。）は、当資料に掲載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。セミナー資料の場合は、セミナー内の説明で補填された情報は資料に含まれていないので、

- 当資料に掲載している情報は、一般的なガイダンスに限定されています。
- 資料内の和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくをお願いします。
- 法律の適用およびそのインパクトは、特定の事実関係によって大幅に異なることがあります。法律、規則、規定は、常に変更が加えられること、および電子的通信手段に（不可避免的）に内在する危険性や問題点を踏まえ、当資料に掲載される情報は、その情報提供が遅れたり、欠落したり、また不正確である可能性もあります。

したがって、著者あるいは発行者は、この資料においては法務あるいはその他の専門的なアドバイスあるいはサービスを提供しているものではないという認識で、当資料の情報を提供しています。そのため、当資料に掲載されている情報を、専門的な法務、その他の権限あるアドバイスの代用として用いるべきではありません。当資料の情報に基づき具体的な決定や行為を起こす前に、KS Groupの専門家に相談することが肝要です。

当資料では、信頼できる情報源から得た情報を、確実に掲載するようあらゆる努力をしておりますが、KS Groupは、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。当資料に掲載されている全ての情報は、その時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

いかなる場合にも、KS Group、その関連するパートナーシップ、法人、パートナー、代理人、ならびに従業員は、当資料に掲載されている情報によって決定を下したり、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同様の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

当資料で掲載されている外部サイトへのリンク（あれば）は、第三者が運営しているもので、KS Groupは管理しておりません。KS Groupが、その正確性や第三者のサイトに掲載されている情報について内容の正確性を保証ないし推奨するものではありません。

*KS Groupは、オーストラリアにおける法律サービスネットワークのメンバー法律事務所およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、法律情報や実務ツールの提供および各分野の法律アドバイスをクライアントに提供しています。